

# スケートボード 禁止



- 道路、歩道上でスケートボードなどで滑走する行為は、道路交通法第76条第4項第3号で禁止されており、同法第119条第1項第12の4号により3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処される場合があります。
- 道路法第101条により、みだりに道路を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります。

寝屋川警察署 寝屋川市